

生徒心得（令和6年度）

1. 登校・授業・下校

- (1) 生徒は時間に余裕をもって登校し、登校後は放課後まで外に出ない。但し、やむを得ない理由で校外に出る必要のある時は、担任の許可を受け、「外出・早退許可証」を携帯する。放課後用のない者は下校時鈴までに下校する。
- (2) 通学途中では、社会道徳や交通ルールを守る。
- (3) スクールバス利用に関しては、規約及び公共マナーを必ず守る。
- (4) 原則として、保護者（家族）以外の運転する車で通学しない。
- (5) 授業中の入退校は教科担任教師の許可を受ける。
- (6) 教室は学問研修と人格形成の場所であるから、授業中は私語を慎み、教師の指示に従い、真剣に学習に励む。
- (7) 始業のベルが鳴る前に教科書・ノート等の教具を準備し、着席して担当教員を待つ。
- (8) みだりに他の教室に出入しない。

2. 欠席・遅刻・早退・欠課

- (1) 欠席や事情のある遅刻の場合は、始業時刻までに、欠席フォーム又は電話で学校へ連絡する。
- (2) 遅刻した場合、職員室で「遅刻カード」に事由を記入する。
- (3) 早退・欠課をする場合は、事前に担任に連絡し、その後の指示を受ける。

3. 礼 儀

- (1) 学校は、職員と生徒からなる一つの社会である。一人一人が自覚と責任を持って行動する。
- (2) 教師や年長者に対しては言葉遣いを慎み、無作法にならないよう心がけること。
- (3) 友人相互間には、気配りや敬意、慎みの気持ちを心がけて行動する。
- (4) 校内で外来者に会った時は、気持ちよく迎え、あいさつ・会釈をし、礼を失わない。
- (5) 校長室、職員室、事務室、保健室あるいは集会中の場所等に出入する時は、服装を整え、ノックその他の方法で許可を受け、礼儀正しく入室する。
- (6) 粗暴なことば、人の感情を害する、人を軽べつするような言動をさける。
- (7) 校内の整理整頓には常に気をつけ、自ら進んで環境美化に努める。

4. 生 活

(1) 携帯品、所持品

- ① 身分証明書は常に携帯する。
- ② 学習及び特別教育活動に必要な用具以外は学校に持参しない。
- ③ 自分の所持品には必ず氏名を明記し、自己管理を徹底し、紛失しないように注意する。
- ④ 必要以外の貴重品は持参しない。

(2) 遺失物、拾得品の処理及び金銭貸借

- ① 金品の遺失、盗難にあった場合、あるいは金品を拾得した場合はすみやかに担任に届出る。
- ② 生徒相互間での金銭の貸借は絶対に行わない。
- ③ 登校後、金銭の必要が急に生じた場合は、担任に申し出て指示を受ける。

(3) 災害防止

- ① 自転車は所定の位置に駐輪し、必ず錠をかける。
- ② 許可なくして校内で火気を取り扱わない。万一、火気その他校内で異常を認めた時は、すみやかに教職員に連絡する。

(4) 交 友

- ① 交際はそれぞれの立場の理解を深めることに努め、相互の立場を尊重する。
- ② 交際は、節度のあるものとする。

(5) 禁止事項

- ① 喫煙・飲酒（電子タバコ・ノンアルコール飲料等・同席・ライター等所持も不可）
- ② 暴力・脅迫
- ③ タトゥー等
- ④ 生徒としての不適当な場所の出入。
- ⑤ 友人間での金銭貸借。
- ⑥ 授業中の携帯電話の使用・SNS に関する不適切な利用等。
- ⑦ 免許証無許可取得・無免許運転。
- ⑧ 考査・模擬試験・検定の際の不正行為。
- ⑨ その他生徒として好ましくない行為。

(6) 次の各号に該当する者は退学を命ぜられる（学校教育法施行規則第 13 条）

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当な理由がなく出席常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反したる者

5. 携帯電話・スマートフォン・タブレット等電子機器の取り扱い

- (1) 式典・集会や授業中は電源を切るか、音が出ないように設定する。違反した場合はその場で一時預かり、担任が放課後に指導後、本人に返却する。授業の教具として利用する場合は、教員の指示に従う。
- (2) 考査中は、SHR で携帯電話・スマートフォン等を預け、所持してはならない。
- (3) 携帯電話・スマートフォンや SNS 等に関して、不適切な使用はこれを禁止する。
- (4) タブレットに関しては、タブレットの活用・学内無線 LAN 利用のルールを確認すること。

6. 服装容儀

- (1) 制服については本校独自のユニフォームなので自覚と誇りをもち、常に清潔に着用する。また、衣服の貸借をしない。
- (2) 登下校は必ず制服とし、サンダル履きを禁ずる。
- (3) 頭髮は、常に清潔を心がけて、特殊な髪型・髪の色、パーマ・エクステ、派手な飾りピン、リボン等はしない。
- (4) 化粧をしない。また、ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装飾品を身に付けない。
- (5) 上衣（ブレザー）には、規定バッジを左襟につける。その他のバッジ類は指示に従う。
- (6) 上履は、所定の学年色シューズとする。
- (7) 日曜、祭日、長期休業においても登校する場合は授業日に準ずる。

(8) やむを得ず異装をする場合は、必ず「異装願」を提出し担任を通して許可を受ける。(学校指定学年体操服)

7. 服装規定

制服は、正しく着こなすことにより、心の緊張を促し、言動の自立性を育てるものである。

本校の制服及び服装の規定は、次のとおりである。

1 冬期服装 10月1日～5月31日			
		標準型A	標準型B
上衣 (ブレザー)	生地	チャコールグレー ニッケ スウィングフィット ウール 50% ポリエステル 50%	チャコールグレー ニッケ スウィングフィット ウール 50% ポリエステル 50%
	型	シングル前3ツ釦 胸：箱ポケット エンブレム付き (ブルー) 腰：フラップポケット (やや斜め) 袖口：反射パイピング 釦なし	シングル前3ツ釦 胸：箱ポケット エンブレム付き (ブルー) 腰：フラップポケット (やや斜め) 袖口：反射パイピング 釦なし
シャツ	生地	ピラミダlblロード ポリエステル 65% 綿 35% 色：白	ジュバンス ポリエステル 65% 綿 35% 色：白
	型	レギュラーシャツ オーバーブラウス 校名入りピスネーム ポケット ギンガムチェック切替	オーバーブラウス レギュラーシャツ 校名入りピスネーム ポケット ギンガムチェック切替
スラックス・スカート	生地	ワンタックスラックス ループ6本スラックス ニッケ グレンチェック ウール 50% ポリエステル 50%	20本車ヒダ プリーツスカート ループ6本スラックス ニッケ タータンチェック ウール 50% ポリエステル 50%
	型	斜めポケット 後片玉縁ポケット ループ：8本 裾：シングル (20～22 cm)	脇：ファスナー (ポケット) アジャスター仕様 裾：へム 5 cm 丈：膝の中心 上下限は膝蓋の上下 指定マーク刺繍入り

ネクタイ	ネクタイ エンジにブルーライン	リボン ネクタイ エンジにブルーライン
靴下等	ベルト 黒・紺で幅3 cm程度	靴下 白無地ソックス 黒・紺のハイソックス (上記の色のワンポイントは認める。) 黒・肌色無地のストッキング
	靴下 派手な色柄をさける	
靴	堅牢な作りのもの	堅牢な作りのもの
その他	○レインコート・オーバーコート等は、室内での着用を禁止する。 ○カーディガン・セーター等については、ブレザーの下に着用すること。(ブレザーの丈におさまるもの) 色は白・黒・紺・グレーのみ可	

2 夏期服装 6月1日～9月30日			
		標準型A	標準型B
スラックス・スカート	生地	ワントックスラックス ループ6本スラックス ニッケ サマーグレンチェック ウール 50% ポリエステル 50%	20本車ヒダ プリーツスカート ループ6本スラックス ニッケ サマータータンチェック ウール 50% ポリエステル 50%
	型	斜めポケット 後片玉縁ポケット ループ：8本 裾：シングル (20～22 cm)	脇：ファスナー (ポケット) アジャスター仕様 裾：ヘム 5 cm 丈：膝の中心 上下限は膝蓋の上下 指定マーク刺繍入り
ポロシャツ	生地	ソアロントリコット ポリエステル 90% トリアセテート 10%	ソアロントリコット ポリエステル 90% トリアセテート 10%
	型	男女兼用ポロシャツ 左前合わせ 紺色 台衿内側生地配色 左胸転写マークつき	男女兼用ポロシャツ 左前合わせ 紺色 台衿内側生地配色 左胸転写マークつき

細 則

1 夏期冬期に関わらず、寒暖差による上衣（ブレザー）の着脱を認める。

2 スカート・スラックスは選択することができる。

※ 上衣・シャツ・スラックス・スカートは家庭洗濯ができます。

8. 校外生活

- (1) 校外生活は、校内生活と同様、教育活動の重要な一部であるから、生徒としての自覚を堅持し、互いに戒め助け合い、社会的責任を持った行動をとる。
- (2) 他校生においては互いに尊敬の念を失わない。万一、他校生と問題が生じた場合は、担任又は生徒指導部に連絡し指示を受ける。
- (3) 校外の集会に参加したり、団体に加入したりする際は、必ず学校長の許可を受ける。
- (4) 交通道德について
 - ア. 交通法規を厳守する。
 - イ. 無免許運転等をしない。
 - ウ. 正しい歩行・横断をする。
 - エ. 自転車乗車時の安全運転励を心がける。
 - オ. 自転車乗車時の禁止事項。
並進・二人乗り・無灯火・スマートフォン等の使用・傘使用。
- (5) 外出・外泊
 - ア. 外泊は禁止する。
 - イ. 夜の外出はさけること。特に父母等同伴者のない単独の外出はさける。
 - ウ. 外出に際しては、高校生らしい服装で家人に行先・用件・帰宅時間等を明らかにする。

9. 校外活動

- (1) 旅行、諸集会、会合、自動車免許取得、受講等をする場合は、必ず事前に所定の用紙で届出ること。自動車等の免許取得については別に定める規定に従う。
- (2) アルバイトは家庭の事情その他やむを得ない理由（目的が明確なもの）で保護者の同意がある場合のみ、許可する（届提出）。但し、1年次1学期間は原則禁止とし、部活動加入を推奨する。
 - ア. アルバイトの目的は、家計や学資の一助とするものでなければならない。
 - イ. 業種・仕事が高校生としての品位を損なわず、非行の恐れがないもの、保険的に問題のないもの、その他過大な責任を伴わないものでなければならない。
 - ウ. 午後8時を過ぎるものは禁止とし、午後9時までには必ず帰宅すること。
 - エ. 考査1週間前及び考査中のアルバイトは認めない。

<長期休業中の諸注意>

長期間にわたる休業中の生活は、各自の生活行動のいかんによって人間形成上、大きな意義をもたらすものである。また解放的な社会環境からも刺激を受けやすい時期でもあるので、各自が心身ともに楽しく、健康な日を送れるよう次の事項を遵守し、自主的、自律的な生活設計の基に有意義にすごすこと。

1. 生活設計について

- (1) 規則正しく、計画的な生活を心がける。
- (2) 家事手伝い等に努める。

2. 家庭学習について

- (1) 各自の作成した日課表や予定表により、計画的に行う。特に不得意科目の克服と得意科目の伸長に努める。

(2) 読書の習慣をつけるとともに、自主研鑽に努め、個性や特性を伸ばすよう努める。

3. 行動について

(1) 解放感に酔うことなく、常に高校生としての自覚をもち、良識に従って行動する。

(2) 外出の際は次の事項を厳守する。

ア 用件、行先、同行者（友人）、帰宅時間等を必ず家人に告げておく。

イ 夜間の外出はさけ、やむを得ない場合は家人と同行する。

(3) 交通事故に対する注意

ア 交通法規を遵守し、交通安全に留意する。

イ 自転車の正しい乗り方を守る。

ウ バイク・自動車の無免許運転等をしない。

(4) 余暇時間の利用について

ア 生徒として不適切な場所への出入りはしない。

イ 祭礼、盆踊等に際しては、夜間の一人歩きは避け、遅くとも夜 10 時までには帰宅する。

ウ 喫煙、飲酒をしない。

エ 水泳・スキー等は事故防止に努め、その場の指示に従う。

(5) 校外・野外活動について

ア 旅行をする場合は、事故防止に努め、必要に応じ旅行届（学割申請）を提出する。

イ アルバイトは家庭の事情その他やむを得ない理由（目的が明確なもの）で、適当と判断できるものに限って許可をする。 ※ 成績不振者は好ましくない。

4. 登校について

(1) 登校する場合は、制服を着用する。

(2) 教室・校庭・教具を使用する場合は、必ず当番の先生の許可を受け、使用後は報告し、点検を受ける。

5. 保健について

(1) 生活が不規則になりがちなので、健康管理には充分留意すること。

(2) 疾病がある場合は早期に治療し、常に健康保持に努めること。

(3) 疾病の予防と治療

ア 健康の保持増進に心がけ、暴飲暴食をさけスポーツに親しむようにする。

イ 事故、感染症が発生した時は直ちに学校に連絡する。（学校の電話番号は 0299-92-4169）

6. 部活動の合宿及び登校練習について

(1) 顧問の先生の指導を守り、規則正しい生活をする。

(2) 使用場所以外は使用しない。

(3) 後始末はきちんと責任を持つ。

(4) 合宿は合宿規定を厳守する。

(5) 生徒だけの練習をしない。

<交通規定>

1. 登下校時について

- (1) 歩行者は常に右側を正しく歩行、横断する。
 - (2) 自転車通学者は一列で、並進はしない。
 - (3) 自転車には必ず鍵を取り付け、校外に放置することなく、校内指定場所に整然と駐輪し、鍵をかけておく。
 - (4) 自転車は常に整備（ブレーキ・ベル・灯）する。
 - (5) 並進、二人乗り、ジグザグ運転、無灯火、スマートフォン等の使用、イヤホン着用、傘使用等、交通違反は行わない。
 - (6) 自転車損害賠償責任保険等に加入する。
 - (7) 自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を推奨する。
2. バイクの使用は全面禁止（免許証の取得及び同乗も不可）
特例の場合は別に定める規定に従う。（部活動加入かつ遠距離）
3. 四輪車について
- (1) 免許証取得のための自動車教習所入所は3年次の10月以降とする。
 - (2) 免許取得後は事故防止のため、卒業まで運転は控える。